

学校給食費の無償化に関する指定都市市長会緊急要請

これまで指定都市市長会においては、いわゆる学校給食費の無償化について、国の責任において、長期的に安定した財源を確保するとともに、地方の意見を十分に聞きながら全国一律の制度を構築するよう求めてきた。

こうした全国一律の制度を構築するにあたっては、適切な栄養摂取による心身の健全な発達や望ましい食習慣の醸成、食文化についての理解促進など、給食が果たすべき役割を十分踏まえることはもとより、地域により給食の提供頻度等に違いがあることや、不登校等の児童生徒への対応など、給食の実情を十分に踏まえた整理がなされたうえで、実務を担う地方自治体に、学校給食費の無償化の目的や制度設計が早期に示されることが必要である。

国においては、令和7年6月13日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、令和8年度予算編成過程において成案を得て実現するとの方針が示され、10月24日に行われた第219回国会における高市内閣総理大臣の所信表明演説においても、「制度設計の議論を進め、安定財源の確保とあわせて来年4月から実施する」と示されたところであるが、新年度まで半年を切るなか、未だ制度設計が示されていないことから、地方自治体においては、具体的な準備に着手することができない状況となっている。

よって、令和8年度からの小学校給食費の無償化の確実かつ円滑な実施、中学校給食費の無償化の早期実施のため、下記のとおり緊急要請し、その実現を強く求める。

記

- 1 地方自治体において、既に令和8年度予算編成が始まっているため、地方の意見を十分に踏まえた学校給食費の無償化に係る制度設計を速やかに示すこと。
- 2 学校給食費の無償化については、地方交付税ではなく交付金等による直接的な財源措置を講ずるなど、地方自治体に超過負担が生じることがないように、恒久的な制度として必要な財源の全額を確保すること。あわせて、その制度設計にあたり、下記の点を考慮すること。
 - (1) 各地域における給食の提供頻度や、アレルギーによる喫食状況の違いなどを十分に勘案し、児童生徒や保護者における受益の公平性を確保すること。
 - (2) 地域ごとの給食の提供体制や食料調達コストの状況、各地域における地産地消や食育の観点などを踏まえるとともに、物価高騰などによる食材価格の変動に対応できる仕組みとすること。
- 3 中学校給食費の無償化についても早期実現を図ること。
- 4 学校給食費の無償化が実施されるまでの間は、物価高騰対策として、重点支援地方創生臨時交付金を拡充するなど、令和7年度補正予算による対応を含めた更なる財政支援を講ずること。

令和7年11月12日
指定都市市長会